

建武三年正月の文観

——『太平記』での人物形象——

はじめに

網野善彦氏が一九八六年に発表された『異形の王権』が、歴史学のみならず中世文学に与えた刺激の大きさは、あえてここに繰り返すまでもない。特に集結部の書き下ろし部分、「異形の王権―後醍醐・文観・兼光」の部分は、極めて示唆に富む数々の氏の見解が示され、これに対する文学の側からの発言も幾つかなされている。

網野氏の主張の一つは文観を

律僧、聖人としての自由な立場を十二分に利用して、六波羅引付頭人伊賀兼光から「職人」的武士、あるいは得宗被官と見られる楠木正成、さらには「悪党」、非人までを動かし、正統的な真言密教の立場からみれば、「邪教」とまでいわれたような異様な祈禱や呪術を駆使して奉仕したのは、すべて後醍醐のためであつ

た^①と総括する点にある。

この箇所からも判るように、同氏は文観にはふたつの顔があるとする。ひとつは「邪教」を駆使する修法者としての顔、今一つは「悪党」や非人集団を操る、オルガナイザーとしての顔である。

修法者としての文観については、近時発表された田中貴子氏の論文^②をはじめとして、これに言及したものがあがるが、網野氏の提起した文観のいま一つの、オルガナイザーとしての顔の検討は―自らの政治的目的を達成するために「非人」集団を組織し、あるいは幕府内部に協力者つくっていく、文観の政治的手腕をそういった側面から子細に論じていったのは、網野氏の論の大きな成果だろうが―まだいくばくかの問題を残しているものと思われる。

例えば、これも網野氏の言を借りれば、

田 中 正 人

文観の伝記については、守山聖真も詳述しているが、これを更に実証的に数歩進めたのは岡見正雄であり、岡見の考証によって文観の前半生はほぼ明らかになったといつてよい。^③

といえるのであるが、それでは彼の「後半生」——この始発期は「太平記」が描く時代にはほぼ重なるのであるが——はどうか。

岡見氏は

建武の中興後、京都に帰つて文観の得意の時代が来るのであるが、今は省略する。^④

と書いてはいるが、岡見氏が省略された「得意の時代」については、なお検討する余地があるのではないだろうか。

例えば、先の網野氏の文章からの引用の最末尾部には「すべて後醍醐のためであった」とあるが、それでは後醍醐没後の文観は、一体何を考えて、誰のために行動を続けたのだろうか。岡見氏が先の引用に続けて

正午十二年（一二五七）十月九日に河内長野市の天野山金剛寺の大門往生院で八十歳で寂したことが、同寺蔵の秘抄断簡奥書でわかるのであり、最後迄南朝側の人として数奇の運命を終えるのである。^⑤

とあるように、また彼が没する直前に後村上天皇に講義を行ったことからも、彼が南朝側に立っていたことは間違いないが、では彼の

忠誠の対象は後醍醐という個人に対してであつたのか、それとも南朝（あるいは大覚寺統）という天皇家の一流に対してであつたのか、あるいはそれ以外の所にあつたのか、という点については、必ずしも明瞭ではない。ことほどさように、特に権力の座から転落してから後の文観の後半生の動静については、「大日本史料」所収の諸記録により、そのアウトラインこそ大まかに掴めるものの、行動の細部や動機についてはわからないことが多い。

もとより、今すぐここで先学の研究になにか大きなことを付け加えるということが出来ようはずもないが、本稿では、主に「太平記」の、建武政権樹立以降の叙述をたどり、いくつかの史料と照合することによつて、文観の、「得意の」期間における動静と、「太平記」の中での彼の人物造形の問題について、先に上げたふたつの顔のうち、後者の、オルガナイザーの顔の観点から、若干の検討を行つてみようと思ふ。

一

文観の累進が、仏教界においていかに異例であつたかは、網野氏が

律僧として真言密教を併修し、律僧としての上人名と真言僧としての僧名をあわせ持つ事例は、文観以前にも見出しうるが、律

僧にして僧正となつて僧綱に連なり、東寺一長者にまでなつたのは、もとより文観をもつてはじめとする。その上さらに文観は醍醐寺座主をも兼ねるにいたつたのである。^⑦

とまとめたことに代表されよう。ここで網野氏は文観が律宗僧であつたということに注目しているが、文観が律宗僧であることは既に「太平記」が、文観の登場した当初で指摘するところであつた。すなわち卷二「三人僧徒関東下向事」に

文観僧正ト申ハ、元ハ播磨国法華寺ノ住侶タリシガ、壮年ノ比ヨリ醍醐寺ニ移住シテ真言ノ大阿耨梨タリシカバ……

とあり、彼が播磨国の天台宗法華山一乗寺（兵庫県加西市北条町にあり）に、かつていたことがあと記している。文観の僧としての修行の出発点が律院におけるものであるということ、したがつて彼が律宗出身である（あるいは律宗僧である）という周囲の目は、生涯彼につきまといつたことであらうと思われる。

一例を挙げよう。

文観にとつて、東寺長者への就任は宗教界における権力の、ひとつの頂点を極めたといえるのであり、彼の「得意の時代」の中でも特記すべき出来事と思われるが、もちろんこの人事が何の抵抗もなく行われたわけではなかつた。

文観の東寺長者就任に対し、「依後醍醐天皇御權威。成東寺事務

行後七日法之時。京都諸門跡。恐權威閉口」という状況の中、「建武二年五月」付けて、高野山衆徒は後醍醐に対し奏状を提出した。^⑧その奏状では、まず

請被特蒙天裁停止東寺勸進聖文観法師

と、後醍醐に文観との関係を絶つことを要求する。高野山の衆徒にとつて、文観の異例の累進は、一にかかつて後醍醐との個人的な関係によるものであり、言い換えれば文観自身の法統によるものではない、と認識されていたことがわかる。もちろんこれは、文観自身だけの問題ではなく、文観が他者―特に彼に敵対する勢力―からどのように見られていたかという問題である。高野山衆徒にとつて、文観の出自は、彼らが文観を否定的に評価する時の助けにこそなれ、高野山―東寺の反文観の主張にマイナスに働くことはありえない、それほど低いものであつたということだろう。

奏状でも、文観の出自を

其名云文観。本是西大寺末寺。播磨国北条寺之律僧也。

と称している。彼が播磨出身の律僧であるということは、少なくとも高野山―東寺の側では（あるいは、相当に広くかもしれない）知られていたことらしい。

また奏状では、文観の東寺入りを

自元非大師之門徒。蓋是小乘律師也。

であるから不可とする。文観の出自が律僧である点は、彼が東寺長者に就任する際に、消極的な評価の対象となつていたのである。

もちろん真言宗の寺院であり、また東密の総本山たる東寺の長者が真言以外の宗派の僧であればまずかろうし、文観が律僧であること自体にどれほどの意味があるかは、若干疑問ではあるといふらう。

ただし、文観は道順の「瀉瓶の弟子」と称し、小野流の血脈に連なる真言僧であるはずであり、その点について奏状で全くふれることがないのは、やはり文観を真言宗の外にある者と位置付けようとする姿勢の現れといえ、文観をそう扱わなければならなかつたところに、反文観派のよつて立つ論理の特質があるといえよう。

繰り返すが、後醍醐の強力なバックアップ（依後醍醐天皇御權威）のもとにのし上がった文観を、東寺の既存勢力の側が阻止する論理は「先例」しかなかつたといえるのである。言い換えれば後醍醐—文観の「コンビ」が正面から挑戦し、破壊しようとしたものこそ（それは宗教界に限らないが）、そうした既存勢力の墨守する「先例」にはかならないと結論づけられるらう。

二一

『太平記』は文観の「得意の時代」に、彼に対する痛烈な批判を

展開している。

卷第十二の「千種殿并文観僧正者修事付解脱上人事」では彼文観僧正ノ振舞ヲ伝聞コソ不思議ナレと前置きをした上で、

適々一旦名利ノ境界ヲ離レ、既ニ三密毫伽ノ道場ニ入給シ無

益、只利欲・名聞ニノミ赴テ、更ニ觀念定坐ノ勤ヲ忘タルニ似タリ。何ノ用トモナキニ財宝ヲ積レ倉不レ扶（貧窮）、傍ニ集ニ武器ニ士

卒ヲ逞ス。と評する。

ここで注目すべきは、『太平記』の文観批判の論点が、

①利欲・名聞のみを求めたこと
②武器を集め士卒を逞しうしたこと

の二点であることだろう（ここでは彼の出自が律僧である点は言及されていない）。

①の批判、僧にあるまじき世俗の威勢を振るつたことへの批判は、この章段の後半にある解脱上人貞慶の説話につながっていく。^⑩

②については前記引用の後に更に

成レ媚結レ交輩ニハ、無レ忠賞ヲ被ニ申與ニケル間、文観僧正ノ手ノ者ト号シテ、建レ党張レ肘者、洛中ニ充滿シテ、及ニ五六百人。

サレバ程遠カラヌ参内ノ時モ、輿ノ前後ニ数百騎ノ兵打囲デ、路

次ヲ横行シケレバ、法衣忽汚「馬蹄ノ塵」、律儀空落「人口ノ譏」と続く。

「文観僧正ノ手ノ者」に対する、「太平記」の批判である。武をたくわえること自体が非難されているのは、「律儀空落人口ノ譏」とあり、僧にあるまじき行為と非難されているのである。だが、ここで非難の対象となっているのは、文観その人だけではない。

「建党肘張」については次節でふれるが、「文観僧正ノ手ノ者」と称する輩が「法衣忽汚「馬蹄ノ塵」」したことへの非難が書き加えられていることに留意したい。

「法衣」を僧の「律儀」の象徴と見るならば、この部分は「馬蹄の塵に汚された法衣」を着けた僧への非難であると同時に、「僧の法衣を馬蹄で汚」す輩への非難でもあるはずである。そこにいくばくかの、文観への同情の余地を見出すことも可能であろう。つまり文観への同情の余地は、裏返せば、彼の取り巻き「手の者」への非難でもある。

そして、僧の「手ノ者」が、「太平記」の中で必ずしも肯定的に評価されていない勢力であることも指摘できるのである。

二二

例を挙げよう。

建武三年正月の文観

大塔宮の部下に殿法印良忠という僧があり、この者がやはり「手の者」と称する勢力をたくわえていたことが、巻第十二「兵部卿親王流刑事付驪姫事」に見える。

抑高氏卿今マデハ随分有レ忠仁ニテ、有レ過僻ニ不レ聞、依レ何事「兵部卿親王ハ、是程ニ御憤ハ深カリケルゾト、根元ヲ尋ヌレバ、去年ノ五月ニ官軍六波羅ヲ責落シタリシ刻、殿法印ノ手ノ者共、京中ノ土蔵共ヲ打破テ、財宝共ヲ運ビ取ケル間、為レ鎮「狼藉」、足利殿ノ方ヨリ是ヲ召捕テ、二十余人六条河原ニ切テ被レ懸ケル。其立札ニ「大塔宮ノ候人、殿法印良忠手ノ者共、於レ在々所々、昼強盗ヲ致ス間、所レ誅也。」トゾ被書タリケル。という事件である。

「去年ノ五月ニ官軍六波羅ヲ責落シタリシ刻」とは巻第九に相当するが、「六波羅責事」では、五月八日の六波羅攻めの宮方の中に「殿法印ノ兵」の名が見える。僧に指揮される武装集団という点で、この「手ノ者」は文観の「手ノ者」と同質の集団であったとみてよいだろう。

この六波羅最後の攻防で、この戦いに加わった「殿法印ノ手ノ者」が略奪行為を行ったというのが、問題となったわけである。戦場でのこのような行為はおそらく珍しいことではなかったろうと思われるが、殊更に良忠の「手ノ者」の行為だけを取り上げているの

は、他ならぬ良忠の「手ノ者」の素質・素行に問題があったことを「太平記」がいわんとしているのだとはいえないだろうか。

もうひとつの問題は、藤原北家の二条良実の孫であり——つまり名門出身であるということであり、宗教界における栄達の条件を具備しているといえる——、大塔宮の「候人」とされる良忠の「手ノ者」を、足利高氏（ここでは改名以前のことであるので「高氏」と表記する）が処断したということである。

この事件は如何なる結末をもたらしたか。「太平記」は次のように続ける。

殿法印此事ヲ聞テ不レ安事ニ被思ケレバ、様々ノ讒ヲ構ヘ方便ヲ廻シテ、兵部卿親王ニソ被_レ訴申_一ケル。

自分の部下への監督権を無視される形で「手ノ者」を処断された良忠の不满は想像に難くないが、良忠の立場が大塔宮に直結するものであったがために、良忠の不满が即、大塔宮の不满となった、とする。

もちろん、大塔宮と高氏の対立はこれに始まったものではない。双方の政治構想の違い——高氏の望む征夷大將軍を大塔宮も欲したのは一例にすぎないだろう——に由来するものであり、根が深いものであった。だから、良忠の「手ノ者」の一件は、両者の衝突の単なるきっかけにすぎないとしてもできるだろう。大塔宮にとつては

これは奇貨とすべき珍事であったかもしれない。
ともかくこの件の後

加様ノ事共ヲ重畳シテ達_一上聞_一ケレバ、宮モ憤リ思召シテ、志貴ニ御座有シ時ヨリ、高氏卿ヲ討バヤト、連々ニ思召立ケレ共、勅許無リシカバ無_レ力黙止給ケルガ、尚讒口不_レ止ケルニヤ、内々以_レ隱密儀ヲ、諸国へ被_レ成_レ令旨_一ヲ、兵共ヲソ被_レ召ケル。と、大塔宮は高氏への実力行使の準備に入っていく。そして、これに対して高氏は先手を打ち、准后阿野廉子への内奏を経て、宮の逮捕へと踏み切るのである。

もちろん「太平記」の叙述には、この最後の破局を回避しえた可能性は記されていない。あくまで事件は直線的に進むのである。だが、そうであるならばこそ、両者の関係の破綻が何をきっかけとするかは、「太平記」の、歴史叙述の方法、あるいは構想にかかわる問題だろう。

言い換えれば、破局が不可避的であればあるほど、良忠の「手ノ者」の処刑事件の意味は大きく、処刑の罪科が「戦場での略奪」という、宮の威勢・新政の權威を持つてしても正当化しがたいものである以上、「手ノ者」のマイナス・イメージに弁解の余地がなくなっていくわけである。

四

ここで、文観の「手ノ者」(に類すると思われる輩)に対する、同時代の批判を紹介しておく。

これについては、先に挙げた、高野山衆徒の後醍醐への奏状とは同時期の日付を持つ、「金剛峰寺衆徒契状」^⑩に、高野山の側からの「手ノ者」(とおぼしき輩)への批判がまとめられている。七ヶ条からなるこの置文は、第一条に

(前略) 所詮被停止殊音之宗務、速可被降

とあり、文観の東寺長者就任の不可のことを主張したものであるが、これに続く三ヶ条がいずれも文観の「手ノ者」とおぼしき輩についてふれているのが目を引く。

すなわち、第二条で

文観聖人所縁仁、為廻秘計、今登山之時、至寄宿輩者、不論院内別所、能々有糺明、為実犯仁者、永追放山上山下、可被破却其住坊之事、

とあり、文観の「所縁之仁」が山へはいることを禁じ、それを「所縁之仁」を受け入れた側への強力な制裁で裏付けたものである。

高野山の衆徒が文観「所縁之仁」の登山を恐れたのは彼らが「秘計」をめぐらすからである、というのであり、ここに文観「所縁之

仁」の性質の一端があらわれているといえよう。

また、第三条には

文観聖人坊輩、出来之時者、速永可被追放山上山下、とあり、文観の「坊輩」^⑪にも、「所縁之仁」と同じ規範が適用されることが定められている。

この二ヶ条からわかるのは、高野山が文観の「所縁之仁」または「坊輩」の登山(それはすなわち彼らの高野山への浸透を意味するのだろう)を阻止することを決意していたということである。

だがすなわちそれは、同時に文観が高野山の支配に野心を持ちながら(少なくとも、高野山野川は、文観にそうした野心ありと警戒しながら)、文観が完全に高野山を掌中に収めてはいなかったことを意味する。つまり、文観と高野山―東寺との間に一種の緊張関係があればこそ、この契状も意味を持つのである。

これに続く第四条にも、先の二ヶ条と同じく、

得文観聖人之語、背多分評議之旨、控私曲偏頗之所存、加自義確執之意見輩出来者、為後昆禁遏、早可處罪科事、

と、文観の言の賛同者をも処断する、との厳しい態度を表明している。

以上の条々から、高野山が文観の勢力浸透に大きな脅威を抱いていたことは確実であり、文観が高野山―東寺を支配することを当時

—「得意の時代」—の終局の目標としていたと考えてもよからうと思われる。

こうした、文観の宗教界への「野心」は『太平記』には描かれることはないけれども、文観とその一党—「所縁之仁」や「坊輩」—にとつて、「武」は宗教界を支配するための「道具」ではなかったかとも推測できるのである。

五

文観が建武元年には既に東寺長者になっていたのではないかとの説は、はやく守山聖真氏が「東寺長者補任」を根拠に提出されており、^④網野氏もこれを肯定されているが、この東寺長者補任を、文観の東寺支配の第一のステップとすれば、第二のステップは長者中の筆頭、一長者への就任であつたらう。

建武二年三月一五日、文観は遂に（そしておそらく多年の念願の）東寺一長者となった。この時期から、翌年の正月に「後七日御修法」を担当する時までが、おそらく文観の絶頂期と考えられる。

この時期が文観の権威と声望の絶頂期であつたとするものの、ひとつの証拠になり得ると思われるものとして挙げられるのは、東寺における仏舍利奉請の記録である。

東寺における仏舍利奉請（勘計）—「奏請」とは、東寺の舍利壺

から仏舍利を分与することを意味し、「勘計」とは舍利壺の中の仏舍利の数を勘定することを指す—が特別な意味を持ち、特に鎌倉後期から南北朝・室町期に書けて、弘法大師信仰と結び付き、公家・武家問わず尊崇を集めたことは、景山春樹氏^⑤・橋本初子氏の研究に詳しい。

同時にこの、東寺の仏舍利奉請・勘計は、政治的にも大きな意味を持つものであった。橋本氏の論の中に、その政治的重要性についてまとめたものがあるので、次にそれを引用しよう。

（前略）嘉禎三年から、東寺仏舍利の勘計・奉請の儀式に参列するメンバー構成が、次第に定着していった。天皇（奉請状には「内裏」と表記）・上皇（同「仙洞」）・総法務宮（同「御室」）・摂関家（同「大殿」・「禪定殿下」）・大臣・女院（同女院号）・將軍（南北朝期に入つてからは幕府の要人も出席）、そして長者・凡僧別当・執行・勅使というようにその時期の政治的権勢の具現であつた。

特例のように、寺院の造営大勧進職にあるものが、出席している。東大寺・東寺の造営大勧進は、本来、院宣・綸旨によつて補任される所職である。（中略）後七日御修法の結願として行われる仏舍利の勘計・奉請の席には、公家・武家・寺家の各権門からそれぞれの権門の枠を越えた、その時々々の政權加担者が顔を揃え

ていたといえよう。東寺仏舎利の奉請の儀式に列するメンバーの顔ぶれと、その席順（奉請上の名簿順）は、まさに政権の縮図といえる。

仏舎利奉請状が、たんなる仏舎利分与の請取状の域をこえて、政治的な意味を持つことは、奉請上の料紙にあらわれている。その大きさ、紙質が、太政官発給の文書や院宣・綸旨（素紙の場合）と同様であることから、それが指摘されるのではないだろうか。勅使がしたためるに発給責任者となることも含めて、古文書学的にみれば、東寺仏舎利の奉請状は、最高の政治文書であった。^⑬

『仏舎利勘計記』^⑭によると、文観が東寺長者の間に行われた仏舎利の奉請は三度である。同書より、それを引く。建武二年後十月二十三日に

僧正弘真

建武二年後十月廿三日仏舎利 禁裏

二間勘計（割注）千四百五十五粒

十七粒 御奉請

一粒 准后御方

一粒 恵鎮上人

法務僧正弘真 判

建武三年正月の文観

とある。文観が東寺一長者となって半年余り、彼がはじめて行った奉請である。

前記橋本氏の論にもあるように、この勘計・奉請は宗教的のみならず政治的にも極めて大きな意味を持つ盛事であり、これを主催する（勘計記に署名する）のは、多く一長者の特権であったようだ。室町幕府成立後東寺長者となった賢俊―尊氏の信任あつく、「將軍門跡」と呼ばれた―も、七回勘計・奉請を行っているのが、すべて一長者に就任してからのことである。

この、文観の初度の勘計・奉請で注目されるのは、一座の列席者に恵鎮がいることである。

いうまでもなく、恵鎮は『太平記』では、元弘の変の最初期、関東調伏の祈祷に加担した廉で鎌倉幕府に逮捕された（巻第三）ことから知られるように、建武政権成立までは後醍醐方に立って活動した人物である。

『太平記』では、関東調伏祈祷には文観とともに参加したとされており、その点で文観と、恵鎮の関係は浅からぬものがあつたと思われる。この席に列したのはあるいはそのためであろうか。天台の徒である恵鎮と東寺との関係についてはここに明らかにし得ないが、彼の関係・奉請への出席が、あるいは文観の要請によつたものとも考えられるだろう。

建武政權瓦解後、惠鎮は武家ニ足利幕府と深い関りを持つが、にも関わらず、『仏舍利勘計記』などによれば、彼が舍利勘計・奉請の席に列したことを示す史料はこの時のものだけであり、この後、武家方ニ足利政權の京都支配が確定した後に行われた、数次の勘計・奏請にも、(記録の上では)姿を見せないからである。

次は、その翌日(後一〇月二四日)である。この時には、神護寺、高野寺に対して仏舍利の分与が行われている。いずれも真言の寺院であり、またこの月の一五日には後醍醐天皇が神護寺に行幸して灌頂を受けているので、あるいはその関係もあつたのかも知れない。

最後は、翌年(延元元年)三月一五日である。関係および奉請のほか、阿蘇宮と北畠親房に分与が行われた。

建武政權の瓦解をいつにおくかは問題である。最終的には後醍醐が吉野へ走り、南北朝の並立状況が決定的となつた建武三年(延元元年)の一二月を建武政權の終焉とするのはおそらく動かないところだろうが、ここでは、取り敢えず時期をもう少し引き上げて、後醍醐政權が尊氏に最初に京都を明け渡した同年の正月を、ひとつの目安としてみよう。

この正月の京都放棄、後醍醐らの叡山退去によって、京都宗教界の勢力にも大きな変動が起こつたと思われるからである。

この、建武三年の正月までに文観が行つた仏舍利の勘計・奉請は

二回、うち一回は寺院への分与であるから、禁裏への奉請はわずかに一回となる。先に述べたように仏舍利の勘計・奉請は一長者の特権であると考えられる。そして文観が一長者に就任してから翌建武三年の正月まで僅かに九ヶ月しかない。

仏舍利奉請・勘計を、東寺長者としての威勢をあらわすひとつの指標とすれば、彼の一長者としての威勢はとりたてて高かつたといえず、「得意の」期間はあまりに短い。

鎮護国家の真言僧としてのもうひとつの宮中での盛事は「後七日御修法」であるが、彼がただ一度、これを行ったのが建武三年の正月であつた。この時期の文観について、次節で述べよう。

六

建武三(一三三六)年は動乱のうちに明けた。前年の秋以来関東より進撃を続けていた足利尊氏の軍勢が、それを阻止しようとする「官方」を各地で撃破し、いよいよ京都への突入の態勢を整えたからである。この正月の戦いは、後醍醐を中心とする大覚寺統の朝廷が比叡山へ落ち延びる第一段階と、それに続く、奥州からの北畠勢の増援を受け反撃に転じ、遂に尊氏が九州に走るまでの、二つに分けられるだろう。ここではこの第一段の京都防衛戦のうちの、山崎の合戦における文観の動静をみてみよう。

『太平記』卷第十四には、山崎の布陣について、以下のようである。

去程ニ正月七日ニ、義貞内裏ヨリ退出シテ軍勢ノ手分アリ。勢多
へハ伯耆守長年ニ、出雲・伯耆・因幡三箇国ノ勢二千余騎ヲ副テ
向ケラル。(中略)

山崎へハ脇屋右衛門佐ヲ大将トシテ、洞院ノ按察大納言・文観
僧正・大友千代松丸・宇都宮美濃將監泰藤・海老名五郎左衛門尉
・長九郎左衛門以下七千余騎ノ勢ヲ向ラル。宝寺ヨリ川端マデ堀
ヲ塗リ堀ヲホリテ、高槽・出槽三百余箇所ニカキ双タリ。陣ノ構
ヘナニトナクユ、シゲニハ見ヘタレ共、俄ニ拵タル事ナレバ堀ノ
土モ未干、堀モ浅シ。又防グベキ兵モ、京家ノ人、僧正ノ御房ノ
手ノ者ナド、号スル者共多ケレバ、此陣ノ軍ハハカくシカラジ
トゾ見ヘタリケル。

山崎方面の大將が脇屋義助であつたことは諸資料からほぼ間違いないと思われる。問題は、彼の配下にあつた者、特に「京家」関係の連中である。「京家」とは具体的に、京都の公家達を指すのであろう。そして、ここで『太平記』が、「洞院ノ按察大納言」(公泰)以下の人物が戦に参加したと叙述していること、少なくとも、そう読めることは、『太平記』の姿勢を判断する上で重要と思われる。彼ら「京家」の面々が手勢を率いて、山崎の戦場で武士達に混じつ

て戦つた、というのが、太平記の描き出さんとするところであろう。義貞軍(脇屋軍を含む)の中に公家に参加しているのは、前年の箱根・竹下合戦以来のことである。

ここでの『太平記』の「京家」の軍勢を叙述する姿勢は、厳しい。それは例えば、それはこの戦いの帰趨が決した際の

洞院按察大納言殿ノ御勢、文観僧正ノ手ノ者ナンド云テ、此間畠
水練シツル者共、弓ヲ弛シ冑ヲ脱デ我先ニト降人ニ出ケル間、城
中ノ官軍力ヲ失テ防得ズ。

という書きぶりにも表れているといえる。

つまり、『太平記』の事実認識としては、洞院大納言や文観の軍勢が壊乱したために山崎の戦線が崩壊した、との見方を打ち出しているわけであり、これは先の「号スル者共多ケレバ、此陣ノ軍ハハカくシカラジ」という表現の再確認ともいえ、敗因の一端を戦術以前の問題、つまり兵員の素養に求めているといえる。いい換えるなら、洞院按察大納言や「文観の手の者」は、この合戦に参加すべきではなかった、戦うに耐えぬ兵達であつた、というのが、ここでの『太平記』の叙述の基本姿勢であるといえる。これは、巻第十二での文観批判と軌を一にした、『太平記』の一貫した姿勢であるともいい得よう。

七

ところで、「大日本史料」所収の次の史料は、この時期の文観が、戦場には出向いていなかったのではないかと疑わせる事実を示している。

* 統史愚抄（割注・二十後醍醐院後紀）正月八日乙卯、（中略）後

七日法始（割注・於真言院也）阿闍梨長者僧正弘真、太元法始、

阿闍梨法印隆雅、（割注・執筆抄、長者補任、太元抄）

十四日辛酉、後七日、太元法等結願、（割注・長者補任、太元抄）

* 東寺長者補任・四

建武三年、丙子長者僧正、（割注・弘真）法務、後七日法行之、但

十日マテ三箇日勤之、弄真言院参山門畢

* 南狩遺文（割注・一東寺所藏後七日御修法卷裏書）

建武三年

法務僧正法印大和尚位弘真金剛分

八日、任例始行御修法、但十日逆徒乱入京洛、聖主臨幸山門之間、

兼雖存儲、臨期物欲念、不及統一紙之交名、返渡道具於本寺、奉随

天躰畢、而今得正平勲修之便宜、令注置建武請僧之名字耳。

これらの史料によると、文観はこの年の正月は、宮中の真言院で

「太元法」の修法に携わり、三日間修宝を行った後、京都に尊氏軍

が入るに至って修法を放棄、比叡山へ逃れたということになる。

太元法とは又「太元帥法」とも称されるもので「日本では平安期に小栗栖の常暎（？）八六六）が請来して以来一八七一年（明治四年）まで、毎年正月に鎮護国家を祈り宮中などで御修法とともに（太元帥法）が修されてきた。なお、この修法は弓矢などの武器を用いる特別の秘法とされる」²⁴ものである。

この修法は毎年東寺長者が行うのが例となっており、鎮護国家というその修法の性格からも、また宮中の正月行事であることから、これは真言僧にとつては最大級の盛事であり、この主宰は東寺長者の面目であった。

文観が失脚した後、このすぐ次の年、つまり建武四年（北朝方の年号）の正月であるが、この年の正月の修法は、他ならぬ三宝院賢俊が行うことになるのである。

従つて、太元帥法―彼が正月の修法を担当するのは、記録によればこれが初めてであり、その点でも彼の念願であったと思われるし、後々に至るまで、かれは中途で終わったこの年の修法の完遂には並々ならぬこだわりを見せている―²⁵を担当した文観がこれをほうり出して（あるいは京都と山崎の間を掛け持ちして）いたとは、到底考えられない。物理的にも、このような往復は恐らく不可能に近いことだろう。

『統史愚抄』と『東寺長者補任』、さらに『南狩遺文』にも同内容の記事があるということは、以上のような事情を勘案すると、三者の間に直接の引用関係があることが立証されない限り、ほぼ事実と認めてよいのではないだろうか。

もちろん、これは文観自身が山崎にあった蓋然性の低いことを主張するものであって、「手ノ者」が山崎の合戦に参加していた可能性を否定するものではない。というよりむしろ、文観の建武政権内部でのありかたから、文観その人を欠く形で、彼の支配下にあった者達が、山崎へ動員された可能性は大きいのではなからうか。網野氏はそれらのものたちの素性を

この文観の「手ノ者」の中に、「異類異形」の悪党たち―勸進上人として文観が関わりを持ったに相違ない「職人」的武士たちが加わっていたことは確実と思われるが、私はその中には「非人」もいたと考える。²⁴

と推測されている。いずれにせよ、旧来の、戦を生業とする「武士」とは違った種類の人間たちであったことは確かだろう。『太平記』の彼らへの態度は、先に指摘した箇所から、あるいは良忠の「手ノ者」の描き方からもわかるように、嘲笑的、少なくとも好意的ではないといえるだろう。

ただし、「手ノ者」の史実の上での実態は不明なところがあると

はいえ、ここで繰り返しておきたいのは、『太平記』では彼らが、建武政権の軍事力の一翼を担うものと捉えられていることである。

そして、それが有効に機能していないことを、この山崎の合戦の顛末で語っている。政権内部に取り込んだ、異分子に対する、『太平記』の厳しい視線が感じられる、というのは、穿ちすぎであろうか。

こうして、「弓ヲ弛シ冑ヲ脱デ我先ニト降人ニ出」て、武力集団としての「文観僧正ノ手ノ者」は、雲散霧消したのである。

建武三年正月の合戦において、文観の「手ノ者」が山崎で戦ったという点については、真偽は確認し難いが、恐らく事実である可能性は高い。しかし、その「手ノ者」を文観自身が指揮したことはなからう。

『太平記』は明瞭に文観が「手ノ者」を山崎で指揮したと書いているわけではないが、その書きぶりは文観が合戦の矢面に立っていたと十分に解釈できるものである。そこから『太平記』の意図を過剰にくみとすることは出来まいが、巻第十二の文観批判が、文観が「傍二集武具、士卒ヲ逞」しうしたこと、そして「手ノ者」の乱脈ぶりを示していることから、『太平記』の第二部での文観造形は、特に彼の「武」への傾倒を描き出そうとしているといえよう。

宮中にて太元帥法を修法する文観、修法僧としての文観―おそらく、それが史実に近いものだったと思われるのだが―を、山崎で

「手ノ者」に号令し、しかも無様に敗れ去る人物として『太平記』は描き出した。その描き方が故意であったかどうかは別として、『太平記』で描き出された山崎合戦の文観は、宮方の軍勢の中で兵を指揮して戦う僧侶、であったといえるだろう。

さらに『太平記』は文観の末路を

無法流相統門弟一人成孤独衰身、吉野ノ辺ニ漂泊シテ、終給ケルトゾ聞ヘシ

と、孤独のうちに死んだとする。

南北朝分裂後の彼が不遇であったのは事実である。しかしそれは南朝自体が不遇であったからで、文観がことさらに南朝の中で軽んじられていたという証拠は、見当たらない。彼の「法流」を継ぐものがいなかったというのは、あえていえば、彼を長者として迎えることを拒み続けた、東寺―高野山の立場から見ただけといえよう。

おわりに

小稿では文観弘真という、律宗出身でありながら東寺一長者という、後醍醐のバックアップによって真言僧としての頂点を極めた人物の、政治的オルガナイザー―それは「政僧」とも言い換えられるだろう―としての活動の一端を、既に公刊されている資料を引くことによってあと付け、同時に、彼に対して痛烈な批判を加えている

『太平記』の叙述をたどることにより、『太平記』での文観の把握が、「政僧」でも「修法僧」でもなく、「戦う僧」「武を好む僧」であり、まさにその点に批判が向けられているということ述べてきたつもりである。

巻第十二で痛烈に批判され、巻第十四では東寺一長者としてようやく行ない得た一代の盛事―「太元帥法」―の挙行を無視する形に叙述されて、『太平記』の中で描き出される文観、『太平記』の中の文観は、「武」と驕慢の一面を誇張されて造形された、一種の戯画である。

そしてそれは、東寺長者としての文観を否定する方向に、一番強く働いているといえる。『太平記』の文観は、彼の「武」の部分を誇張することによって、巧妙に東寺との関わりを隠蔽すべく造形されている、という感を受けるのは免れ得ない。

東寺と『太平記』との、より広い視野からの検討は今後の課題として残るが、『太平記』第二部世界での「得意の時代」の文観の叙述が、彼の東寺長者としての振舞いという視点から捉え直せるのではないか、という問題提起を一応の結論として、この稿を閉じることにする。

注

- ① 『異形の王権』(平凡社・一九八六)一七九頁
- ② 『外法と愛法の中世―天行者の肖像』(日本文学)一九九一年六月
- ③ 注①の書、一六八頁
- ④ 『太平記』(二)(角川書店・一九八二)補注二一九
- ⑤ 注④に同じ
- ⑥ 『大日本資料』第六編之二、延文三年(南朝正平二二年)八月二六日条所引、「理趣経大綱秘釈」に、同日附けて文観の署名がある。
- ⑦ 注①の書、一七二―一七三頁
- ⑧ 以下、本稿での『太平記』の引用はすべて岩波古典大系本による。
- ⑨ 『高野山文書之―宝簡集三十七』
- ⑩ 文観が西大寺中興の祖とされる叡尊の(熱烈な)信奉者であったことは既に明らかにされているが、この叡尊と、『太平記』が文観と比較する貞慶との関係をたどることができると思われる史料を次に一、二示す。
まず『円照上人行状』に
其後笠置貞慶上人起興律願、普命門人令講学之、(中略)彼門人有覚信大徳(房号慈心)戒知大徳(房号知足)……
とあり、これにより、貞慶上人の弟子に「知足房戒如」という人物のいることがわかる。この「戒如」については「本朝高僧伝」に
釈戒如。号知足。随笠置解脱上人。(中略)遊其門者。招提寺覚盛。西方院有嚴。不空院田晴。西大寺叡尊。
とあり、叡尊をその門人としていたとの記載がある。
以上二つの史料を繋ぎ併せて考えると、貞慶―戒如―叡尊という血脉が想定できよう。西大寺流中興の祖としての叡尊は自誓自戒を行っているのではあるが、貞慶が、西大寺流の中で、一流の上に並べられる可能性も否定は出来まいと考える。

- ⑪ この人物については、本文で挙げたほか、巻第四「笠置囚人死罪流刑事付藤房卿事」に詳しい描写がある。
- ⑫ 『宝鏡鈔』所収。建武二年五月日付
- ⑬ 「坊叢」に近い意味と考えられるものに「同宿」があげられよう。「同宿」は『太平記』本文中では巻第二「師賢登山事付唐崎浜合戦事」、巻第一四「箱根竹下合戦事」に用例が見える。
- ⑭ 『立川邪教とその社会的背景の研究』(鹿野苑・一九六五)三〇一―三〇二頁
- ⑮ 注①の書、一七二頁
- ⑯ 『仏舍利信仰―その研究と資料―』(東京美術・一九八六)
- ⑰ 『中世東寺と弘法大師信仰』(思文閣出版・一九九〇)
- ⑱ 注①の書、一三六―一三八頁
- ⑲ 京都府立総合資料館蔵。全文が注⑬の書の中に翻刻されている。
- ⑳ 曆応四・六・六、同二・一七、康永二・六・二六、同三・九・五、貞和三・一〇・二九、同三・一〇・二九、同五・三・三の七回
- ㉑ 『大日本史料』第四編之二、建武三年正月八日条
- ㉒ 『岩波仏教語辞典』「太元師法」の項
- ㉓ 例えば「東寺長者補任」第四、観応三(南朝正平七)年条に
長者弘真
後七日行之、去建武三年天下騒乱之時、後七日法三箇日以後、不及道具等檢納之儀、退出之間、今度先年伴僧名等令書加継紙中了、可謂老後本懐哉
とある。
- ㉔ 注①の書、一七六頁